

令和4年度三重まるごと自然体験展開業務委託仕様書

1 目的

三重県が誇る海・山・川などの豊かな自然を、体験というサービスを通じ活用、提供するため、プロモーション活動等を通じて、本県の「自然」及び「自然体験プログラム」の魅力を情報発信し、自然の大切さへの理解の醸成を図るとともに地方への新たな人の流れを創出することを目的とします。

2 業務内容

(1) 首都圏または関西圏等でのプロモーション活動(1件以上)

県内の「自然」及び「自然体験プログラム」をPRするため、首都圏または関西圏エリア等で開催されるアウトドア関連イベント等を通じてプロモーション活動を実施する。

プロモーション活動については、ターゲットとする年代層や効果的な活動時期などを明確にしたうえで、三重の自然体験活動の認知度が高まる演出を図るものとし、市町、活動団体にとって魅力的かつ有益なものとする。

活動にあたっては県内の市町、活動団体等と連携すること。

(2) 中京圏でのアウトドアに関連するイベントへの出展(1件)

県内の「自然」及び「自然体験プログラム」をPRするため、中京圏で開催されるアウトドアに関連するイベントへの出展し、プロモーション活動を実施する。

プロモーション活動については、ターゲットとする年代層などを明確にしたうえで、三重の自然体験活動の認知度が高まる演出を図るものとする。

活動にあたっては県内の市町、活動団体等と連携すること。

(3) 県内事業者向け交流会の企画、設営及び運営(1件)

県内の活動団体等が一堂に会する交流会に関して企画、会場の設営及び運営管理を行う。

交流会とは、県が企画する「(仮称)三重まるごと自然体験ネットワーク第6回交流会(開催場所は未定、開催日は令和4年12月下旬を予定している。)」とする。交流会の内容としては、参加者同士の交流促進や連携強化に繋がるプログラム等を予定している。

交流会にかかる会場費等の費用を含むこととする。

(4) 告知ツールの作成

イベント等で活用するため、県内の「自然体験」などを紹介するPRグッズの告知ツールを作成する。

作成する部数や種類などについては、上記(1)から(4)までの内容を踏まえたものとする。

3 業務完了後の提出書類

業務完了後、委託期間内に、本業務の実施内容、成果、本業務における課題及び今

後の展開に対する提案、その他必要と考えられる事項が含まれた業務実施報告書を作成し、県に提出すること。

4 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託期間内においては月 1 回以上、三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- (4) イベントへの出展およびイベント開催の際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響等の社会情勢により、予定していた業務の履行が困難である場合は、発注者と協議のうえ、変更契約を行うものとする。